

■ 第 2 弾事業継続応援給付金 申請の手引き

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上が減少した事業者等の事業継続を支援します。

個人事業主：8 万円 法人：10 万円

■ 要件

- 日本標準産業分類<大分類>の A（農業・林業）、B（漁業）、S（公務）、T（分類不能産業）を除く事業を営むもので、小城市内に店舗等を有する事業者等
- 令和 3 年 1 月から 3 月までのいずれかの月の前々年同月比の売上げの減少率が **20%以上**（実績値）
- 暴力団等に関与していない

■ 申請期間

令和 3 年 6 月 1 日（火曜日）から 8 月 31 日（火曜日）まで

■ 添付書類

揃っているかチェックしましょう

- ①記載した売上額（A 及び B）の分かる確定申告書（収支内訳書）等の写しや帳簿の写し等
- ②法人の場合は法人登記簿謄本の写し
- ③振込先の通帳の写し（通帳の表と 1 ページ目（銀行名・支店名・フリガナが記載されたページ））

■ 申請方法

ア. 郵送する場合

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312-2（東館 1 階） 小城市役所商工観光課

イ. 持参する場合

上記まで持参してください。

【注意事項】

- FAX は文字が読めなくなる場合がありますので使用しないでください。
- 現在、市の窓口はたいへん混雑しており、「3密」になる危険があります！
コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力よろしく申し上げます。

■ 問合せ

小城市商工観光課 電話：0952-37-6129 メール：shoukoukankou@city.ogi.lg.jp

◆売上額について

◇「R3 月売上額（実績）A」の書き方

Q. 何月の売上額を書けばいいですか。

A. 令和3年1月～3月のうち、前々年と比較して売上額が20%以上落ち込んだ月であればどの月でも可。

Q. 売上額が分かるものとは、何を示せばいいのですか。

A. 入金額が分かる通帳や、毎日ノート等に記入した売上額などが想定されます。
※きちんとした帳簿でなくても、入金総額が分かるものがあれば可。

Q. 売上額が分かりません。帳簿もありません。

A. 申し訳ございませんが、売上額が分からないと20%落ち込んだことも分かりませんので申請できません。

◇「H31（R1） 月売上額（事績）B」の書き方

Q. 令和2年10月に**起業したばかり**で前々年同月比の売上額が出せない

A. 起業月から比較する月の前月までの売上額の平均売上額で代えることができます

<例> 令和2年11月～令和2年12月の売上額 ÷ 月数 = B

※10月が1か月間営業をしていない（オープンが10日だった、など）は10月を除いて算出しても可。

Q. 白色申告なので月ごとの売上額が出せない

A. 白色申告の方は、収支内訳書の写し及び収支内訳書に記載の売上（収入）金額の月毎の内訳が分かるものを提出して下さい。

※月別の売上が計算できない場合等は、令和元年度確定申告書「収支内訳書」の売上（収入）金額①を12月で割った額で可

◇通帳の写しについて

Q. どこをコピーしたらいいのですか。

A. ①通帳の表 ②通帳を開いた1ページ目 のコピーを提出してください。

Q. なぜ通帳のコピーが必要なのですか。申請書に記入するだけではダメなのですか。

A. 記入に間違いがあると振り込みがかなり遅れてしまいます。迅速に振り込むための確認資料になりますので提出をお願いします。